

・詐欺的な勧誘と教化で人生を奪うマインドコントロールは犯罪！！・・・

# カルト被害を考える会

・・・カルト被害をなくすため、詐欺的な勧誘をやめさせましょう！

## これまでの活動

結成 - 1990年11月「青春を返せ裁判」を支援する会として結成

改称 - 2001年11月 カルト被害を考える会に改称

「青春を返せ裁判」を支援するための傍聴、署名などの活動

1989年11月 岡山「青春を返せ裁判」を提起（岡山地裁）

1998年6月 岡山「青春を返せ裁判」が敗訴（岡山地裁）

1999年9月 岡山「青春を返せ裁判」が逆転勝訴（広島高裁岡山支部）＝全国初

2001年2月 岡山「青春を返せ裁判」の勝訴が確定（最高裁）

統一協会などカルトの実態を調査・研究

統一協会の実態や「青春を返せ裁判」の状況を広報するビラ配布

会報「カルト被害を考える会会報」を発行（毎年数回）

ホームページを運営し、同掲示板やメールでも相談活動

講演会などを開催し、カルトの実態や問題、救出活動などを学習、普及

## カルト被害を考える会 入会申込書

会費を添えて入会を申し込みます。

年 月 日

氏名（団体名と代表者）：
住所（団体の所在地）：
TEL・FAX：
E-mail：
職業：
会費の口数と金額：

送り先：〒700-0817 岡山市北区弓之町 2-15 シティセンタービル 3F 河田英正法律事務所気付

TEL.086-231-2885 FAX.086-231-2886 E-mail=my@i.email.ne.jp

郵便振替：「カルト被害を考える会」 01320-3-68459

## カルト被害を考える会会則

第1条（名称） 本会は、カルト被害を考える会と称します。

第2条（事務所） 本会は、岡山市内に事務所を置きます。

第3条（目的） 本会は、統一協会をはじめ、詐欺的な勧誘・教化で人生を奪うカルトの問題を考え、被害をなくすため活動します。

第4条（会員） 本会は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人および団体に構成します。

第5条（会費） 本会の会費は、年1口1,000円で、個人は1口以上、団体は3口以上とします。

第6条（財政） 本会の財政は、会費、寄付金などで賄います。

第7条（役員） 本会は、次の役員を置きます。

代表（若干名） 本会を代表します。

幹事（若干名） 本会の業務を処理します。

監査（若干名） 本会の会計を監査します。

第8条（機関） 本会は、次の機関を置きます。

総会 毎年開き、年間方針など重要事項を決定します。

幹事会 代表と幹事で構成し、総会方針を具体化して執行します。

1990年11月14日、本会則を制定。

2001年11月10日、一部を修正。

ホームページ...<http://www.asahi-net.or.jp/~am6k-kzhr/>



入会の動機など：